

平成22年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成22年6月18日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成21年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 報告第 2号 平成21年度京丹波町事故繰越し繰越計算書
- 第 5 議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について
- 第 6 議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 7 議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 8 議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)
- 第10 閉会中の継続調査
- 第11 議員派遣について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1番 横山 勲 君
- 2番 岩田 恵一 君
- 3番 篠塚 信太郎 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 森田 幸子 君
- 6番 村山 良夫 君
- 7番 山内 武夫 君
- 8番 東 まさ子 君

- 9番 野口久之君
- 10番 坂本美智代君
- 11番 原田寿賀美君
- 12番 松村篤郎君
- 13番 北尾潤君
- 14番 小田耕治君
- 15番 山田均君
- 16番 西山和樹君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- | | |
|---------|---------|
| 町長 | 寺尾豊爾君 |
| 副町長 | 畠中源一君 |
| 教育長 | 朝子照夫君 |
| 会計管理者 | 岡本佐登美君 |
| 参事 | 岩崎弘一君 |
| 参事 | 野間広和君 |
| 瑞穂支所長 | 山森英二君 |
| 和知支所長 | 藤田真君 |
| 総務課長 | 伴田邦雄君 |
| 監理課長 | 山田洋之君 |
| 企画政策課長 | 中尾達也君 |
| 税務課長 | 一谷寛君 |
| 住民課長 | 下伊豆かおり君 |
| 保健福祉課長 | 堂本光浩君 |
| 子育て支援課長 | 山田由美子君 |
| 医療政策課長 | 藤田正則君 |
| 産業振興課長 | 久木寿一君 |
| 土木建築課長 | 十倉隆英君 |
| 水道課長 | 木南哲也君 |

教 育 次 長 谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長 長 澤 誠
書 記 石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・原田寿賀美君、12番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本会期中において各委員会が開催され、提出議案の審査等について協議がなされました。

本日、本会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

議員の皆さんには、大変御苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成21年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～

日程第4、報告第2号 平成21年度京丹波町事故繰越し繰越計算書》

○議長（西山和樹君） 日程第3、報告第1号 平成21年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から日程第4、報告第2号 平成21年度京丹波町事故繰越し繰越計算書までを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

今期、定例会も本日で、最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には、連日熱心に御審議いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、報告第1号 平成21年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について、説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に

報告しなければならぬとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計、子ども手当準備事業ほか、17件。水道事業特別会計、水道事業ほか2件。下水道事業特別会計、農業集落排水施設整備事業ほか1件、及び第2回議会臨時会で承認いただきました3月29日に専決処分した一般会計、中山間ふるさと緊急農道整備事業ほか、1件の翌年度繰越額の総額26億8,159万3,000円であります。これらに、充当します財源は国・府支出金13億5,880万7,000円、地方債7億9,730万円、その他の財源1,047万5,000円、一般財源5億1,501万1,000円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

次に報告第2号 平成21年度京丹波町事故繰越し繰越計算書について、説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しとして歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて翌年度の5月31日までに、繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならぬとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として平成21年第1回議会定例会で議決いただきました一般会計、道路新設改良事業のうち、町道升谷大迫線舗装工事であります。先に注した道路築造工事において、崩土が発生したことにより工期が遅延し、築造後に計画していた舗装工事が翌年度内に完了できなかったものであり、翌年度繰越額は580万8,000円あります。なお、充当します財源は、一般財源であります。

以上、報告第2号の説明といたします。

○議長（西山和樹君） 以上で、報告を終わります。

《日程第5、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

横山君。

○1番（横山 勲君） ただいま、上程がされております、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定の必要性について、お尋ねをいたします。

私は、これまでの上程されます提案については、平成18年4月1日に施行がされております京丹波町地域医療対策審議会設置条例が、既に設置をされておるわけでございます。こ

これらの条例の一部を改正をいたしますならば、これで十分ではないかと。このように理解をするわけですが、なぜ新たな条例の設置が必要なのか。お尋ねをいたします。

さらに、所轄業務事務を見ておりますと、現在の条例では地域医療対策に関する事項について、調査研究されておるわけですが、ただいま上程されてます議案では、言いかえますならば、本町の医療のあり方を調査研究するものと、そうした理解をするわけですが、何を調査研究するのか、具体的な調査研究は何なのか、2件お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 失礼いたします。ただいま、議員のお尋ねいただきました件について、説明をさせていただきます。

先般の厚生常任委員会等のほうでも、御説明をさせていただいたんですけども、新たな条例の必要ということに関しましては、前回、申されました地域医療対策審議会のときには、町立医療機関のあり方等についての審議をしていただきました。今回、京丹波町の医療等審議会につきましては、地域の医療だけではなく、いわゆる保健、福祉、介護、こうした地域包括ケアシステム。将来的な短期、中期、長期にわたる京丹波町の医療を考えるという意味での対策審議会として、新たに設置をさせていただくものでございます。

また、何を調査研究をされるかという2点目の御質問でございますが、これにつきましては重複いたしますが、地域包括ケア、保健、福祉、介護、医療、こうした連携のことを主軸におきまして、検討調査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただいま、御答弁をいただきました内容では、私は京丹波町地域医療審議会の条例で、そのことについては、全く適応して調査研究ができるのではないかとこのように思います。改めて、今、御提案をいただきました内容の中では、なぜ、本当に条例の新たな制定をしなければならないのか、改定でなぜ、これが実施ができないのか。このことを再度、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの御質問でございますが、今回の医療等審議会設置条例につきましては、いわゆる将来的な本町の医療のあり方というものを、新たに、また考えていくということを第2条の所掌事務のほうでも、述べておる次第でございます。こうした視点から新しい設置条例を設けていこうという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 少しさかのぼりますと、私は18年の8月の1日でしたが、京丹波町地域医療審議会の審議会委員の一員として、今、御答弁いただきましたように町立の医療施設のあり方だとか、あるいは医療機関のあり方の2つの事業についての審議会としての調査研究に加わってきた一人でございます。そうした観点から、お尋ねをしてるわけですが、当審議会ではそれぞれの医療施設を、存続をいたしますことを共通の認識として、また、医療を取り巻く情勢と町の行財政の厳しい現状の中で、審議会としての総意として明確な方針を、実は打ち出すには至りませんでして、各委員の意見の要旨を併記する形で、今後の取り組むべき方向性を示した形となった、答申となったことも事実でございます。事実でございますが、それだけに、ただいまのただいま御答弁を振りかえって考えますときに、それじゃ前回のそうした方向性を示した答申であるっていうことを踏まえて、前回の審議会の答申は何であったのかっていうことを、強く今感じさせるんです。

今回と諮問との関連を含めて、私は前回の審議会を含め継続した調査研究が必要でないかと、このように考えるわけですが、そのこともあわせて御質問をいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。横山議員が御指摘いただいておりますことも、一理あるというふうに、まず理解をいたしております。

ところで、3期目の知事選ではっきりと打ち出されたのが、地域包括ケアシステムという。これは、福祉、医療、介護、3つで地域の命を守っていくという知事の一つの方針であります。我が町、当町におきましても、その府との連携において、どうしても京都府に対して医師派遣とか、あるいは府立医大に対して医師派遣、増員を求める際、京都府政と連携することが、もっとも近道だという考え方から、事務方にまず言いました。そうしたところが新しく、こうした審議会を立ち上げたほうが、より効果が上がるだろうということで、今回、御提案させていただいているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、いろいろと説明をいただきました。それを踏まえてですが、今回、10人を委員として委嘱をするということで、4つ書いてあるんですが、それぞれ何名。議会から何名、医療機関から何名について、お聞きをしたいのと。

それから、顧問ということで今回あがっておりますが、顧問というのはどういう方がなれるのか。前回でしたらアドバイザーという形で、保健所ですか、出ておられたということが

あるんですが、顧問というのは、どういう方を置こうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 失礼します。ただいまの御質問でございますが、委員さんの内訳ということで、今、事務局のほうで案として考えておりますのが議会のほうから1名、そして、また医師会の町立の医師としてドクター、そして、また医師会のほうの関係で歯科医師の関係も1名ずつ考えております。また、あとは京都府の保健所。そして、また京都府の医療関係のセクション。そして、あとは緊急の関係がありますので消防関係。こうしたことを含めて、そして、またあと地域包括ケアでございますので、福祉関係の社協とか、こういったあたりを考えております。以上で10名の枠でございます。顧問につきましては、今、現在選定等をさせていただいておる最中でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろいろ内訳をお聞きしたんですが、そしたら今回は地域というか、そういうところからは選ばれない。委嘱がされないのかということをお聞きしておきたいのと。それから、私も横山議員が今言われましたけれども、府の助言指導をいただいて、この審議会を新たに設置したということですが、こういう審議会の設置というのは議決を伴うもので、余り軽々にはそういうふうにはできないと、いうふうな認識もしております、指導をいただいたということで、わかるのはわかるのでありますけれども、やはり、地域包括事業というか、そういうものと、それから医療のあり方自身も、地域医療のあり方自身も本当に住民要望というか、皆、老人保健施設になりましたので、そういうところの緊急の入院とか、そういうものも含めたそういう検討もされていこうとされているのか。そこら辺もお聞きしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 失礼いたします。先ほどの説明で、漏れておった分があるんですけども、住民の代表の方も委員さんのほうに考えております。

そして、また2点目の先ほどの老健等のいわゆる医療機関とか、福祉施設のお話も出ましたが、これらにつきましても短期、中期、長期の審議をしていく中で、今の医療機関のあり方等につきましても、審議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 委員の公募というのは、されるつもりがあるのか。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 住民組織のほうの代表につきましては、今のところ公募に関しては予定はいたしておりません。また、そういった組織のほうを通して選定を、我々は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと、私もお尋ねしておきたいと思っておりますけども、先ほどから現在あります京丹波町の地域医療対策審議会の設置条例、これを廃止といいますか。新たに今度つくるといふことなんですけども。審議会の委員というのは、任期は2年ですので、先に委員としてお世話になってる方は任期切れになってるわけでございますけども、例えば新たに、今ある審議会の設置条例に基づいて、今それぞれありましたように一定の条例改正をして、そして任命をすれば十分、現在の審議会設置条例でもいけるんじゃないかと思うんですけども。今、町長からありましたように地域包括ケアということで、医療や介護、福祉を全体的に見ていくということであってもですね、京丹波町の地域医療ということになってますけども、これを軸をかえるということも、そらあるかもしれませんが。地域というのも京丹波町というように見るということと広くも見られるわけですので、あえて現在ある審議会の設置条例が、ここが問題なんだということで、これを廃止にして新たにつくるといふ、根拠といいますか、理由ですね。もう少しちょっとわかるようにしていただきたいなど。今もありましたように、やっぱり条例というのは、これ議会の議決を伴うものですし、そう簡単に廃止したり、つくったりするといふものではないと思うんですね。だから、ある条例は生かしていくということも必要やと思うんですけども、その辺の基本的な考え方を伺っておきたいと思うんですけど。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先の質問にも関係するんですが、審議会設置そのものについて、京都府から指導を受けたということはありません。とにかく、平とう言うて和知の診療所に医師が一人どうしてもいるかなということで、医師を増員したいという思いをいろいろ相談した結果ですね。その過程で、医師だけの、医療だけの話ではないだろうということが、私自身もわかってきました。そのことによって福祉、医療、介護3つ少なくとも一緒に審議してもらおうという審議会をつくりたいという思いに至ったということでもあります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今の町長の説明を否定するものじゃない、そのとおりやと思うんですけども。そういう立場に立って現在ある審議会の設置条例を一部改正をして、そして、審議会として進めていくということはできなかったのかと。わざわざ、これを廃止にして新たに審議会の設置条例を提案するという、そこですね。ちょっとそこら辺の説明といたしますか、理由といたしますか、その点についてだけちょっと理解が物すごくしにくいでね。ちょっと説明を求めたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの町長の答弁にもありましたように、新たにそういったプロセスの中で、つくっていくことが肝要かというようなお話でございます。そして、また医療の現場は常日ごろ診療報酬体系をはじめ、また、いろんな場面で日々かわっております。こうした日々の状況の中でも対応していくために、こういった審議会を新たに設けていただきまして、医療というものを審議していただくというような審議会にさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 別に、答弁いただいた中身を否定するんじゃないですけども。現在ある地域医療審議会の第2条では、審議会は町長の諮問に応じ京丹波町の地域医療対策に関する事項について、調査研究審議を行い町長に答申すると、こうなっておるんですけども。これを狭く見るのか、広く見るのかという見方もあろうと思うし、例えば、この文を一部改正するというのもできるんじゃないかと思うんですけども。そういう現在ある審議会の条例を一部改正をして、現在言われておるようになりますね、新たなそういう地域包括ケアとしての方向性を審議していただくというような、そういうような形の考え方はなかったのか。これを一部改正するというでなしに、これ、そのものを廃案して新たに作るということになってるんですけど。その辺の考え方は、もう一遍お尋ねしときたい。いわゆる地域医療審議会と、そして新たにつくる今度の審議会というのは、どこが違うんやということなんです。結果としては。審議会そのものとしては、一部改正でも十分対応できるんじゃないかと思うんですけども。その辺の点について、お尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 恐縮です。お答えいたします。議員が御指摘のことも一理あるという理解の上で、なお、新しく地域包括ケアシステムをきちっと確立するために、新たに審議会

を設置したいという思いであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 常任委員会の中でもいろいろと質問も出ておりましたですけども、私も基本的な考え方ということで、いわゆるこの条例の第2条によりますと、本町の医療等のあり方、あり方やさかいに多分あるべき姿を求めていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、当然、当面抱えているさまざまな問題点というのは、たくさんあるというふうに思うんですけども、この審議会の中で本当に求めているところというのは、当面の課題に対してどうしていくべきかということなのか。それとも、よくおっしゃっているように10年、20年先の京丹波町の地域包括的なケアのシステム、あるいは医療の問題とかいうのを、この審議していく組織として設立をされるのかどうか。私もずっと言うてますように、審議会の名前が医療等という形で、先ほど来の答弁によりますと地域包括ケア的な問題ということになると、名前もそっちのほうになるん違うかなということも思ったりしますので、いわゆる短期的、当面の課題について審議をするのか、あるいは10年、20年先、答弁は多分短期、中期、長期というような形になると思うんですけども、そのようなところの考え方、改めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの議員の御質問でございますが、言われますとおり、短期、中期、長期の考え方としてやってまいります。ただ、当面の課題、これはまた短期の話として、医療の機関のお話でございますし、また中期、長期も医療、そしてまた今、町長もありましたように、地域包括のケアシステム、これらを全体を巻き込んでのお話しになりますので、今の医療単独での審議会ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第55号を採決いたします。

議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について、原案のとおり決すること

に賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 続いて、日程第6、議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第7、議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 続きまして、日程第8、議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○10番(坂本美智代君) 一点ほど、お伺いしたいと思います。今回グリーンハイツの簡易水道が町のほうに移管するという事なんですけれども、これまでグリーンハイツはそれぞれ水道料金は、自治会で徴収されてたと思うんです。これが町に移管された場合、こういった水道料金は、やはりこういった格好で徴収されるのか。その点、一点お伺いしたいと思います。今グリーンハイツ、大変、高齢化となっております、ひとり暮らしやら、そういった高齢者の方が多くなっておられます。やはり窓口まで支払いに行くとか、そういうことになれば滞納にならないかどうかという点も一つ心配もされるわけですが、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(西山和樹君) 木南水道課長。

○水道課長(木南哲也君) 失礼します。ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。グリーンハイツ内の料金につきましては、これも町内の皆様方と同じような形で、口座振替なり、納付書の発行という形で、町は徴収をしていきます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 確かに、そうではあるんですけども、そういった口座振替とか、そういった方向にやはり説明っていうか、手続なんかがお年寄りの方が多かった場合、なかなか進まなかったら、滞納ということもあり得ると思うんです。それがどうか、わからないんですけど、水道課が近くにありますので、そういった水道課の窓口が利用できたら、歩いて来られる方も納められるんじゃないかなと思ったりはするんですけど、その辺の検討はできませんか。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 確かにグリーンハイツに近いところに事務所がございます。ただ、その部分だけということではなしに、また一応口座振替をやはり推奨していきたいと考えておりますし、既に半数以上の方の口座振替の準備ができておりますし、そういった形でいただいておりますのが現状でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 一つ、お聞きしておきたいと思います。4月1日から実際は、この条例に基づいたものになっているというふうなことです。今の水道水っていうのはグリーンハイツの施設からいってるのか、もう直接、管がつながれて、旧のグリーンハイツの、旧というか、グリーンハイツの施設は使っていないのか、どうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいまの、現在のグリーンハイツ内の給水の状況なんですけれども、現在は第2水源といたしまして、水道課の事務所のちょっと近いところではあるんですけども、第2水源で取水いたしまして、その第2水源の浄水場でろ過して、それを野丸の浄水場へ送って、そこから送水ポンプでグリーンハイツ並びに下新田に送っております。今後は新田の配水池ができておりますので、そちらへ送って、そこからの配水という計画でございます。そして、現在のグリーンハイツの浄水場の扱いにつきましては、実はまだ事務の整理が、移管の整理が今年度中に行うということで、やっています。ただ、施設的には使用できますけれども、圧力ポンプ等で以前送っていたという実情を、また検証しながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと、一件お尋ねしておきたいんですが、グリーンハイツの場合は下水道の関係も当然、また出てくるわけですが、ああいう団地でございますので、これまで自治会が管理をされておったということになってますけども、グリーンハイツから町のいわゆる水道に受け入れる戸数ですね。いわゆる申し込みが何戸あったのかと。そして、実際に給水をする戸数というのは何戸なのか。ちょっとその点、伺っておきたいというように思います。それから、先ほど料金の関係のことで質問もあつたんですけど、これまで条例にもありますように、997円50銭と、それにメーター使用量というのがついておって、1,000円ちょっとやったんですけど、今回、倍近くの料金になるわけなんですけれども。そういう中で、口座振替の方法をいうことだったんですが、説明の数字を見ますと52.15%というのが口座振替を申し込んでられる方ということで、半分なんですけども。相当、努力をせんと、なかなかこれまでは自治会が集められておりましたので、それを一気に口座振替とか徴収ということになると、やっぱりこれまでとはちょっと状況がかわってくるんじゃないかと思うので、そういう面ではできるだけ納めやすい方法を考えていかんと、コンビニというようなことも、いろんなどこでは一般の税金の納入もできるようになってきておるわけなんですけど。広くそういうような払いやすい状況も考えていかんとですね。未収で残っていくと。自治会の徴収と大きくかわってくるということにならないように、努力をせんといかんと思うんですけども、あわせてその点考え方を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいまの山田議員の御質問にお答えします。まず、何名加入されたかというところですけども、622件の方が加入いただいております。それから、実際の給水戸数は現在558件ございまして、その差が現在、閉栓とか空き家という形で理解していただいたらと考えます。

それから、料金の収納に当たってのいろいろな御意見を、今ちょうだいしたわけですけども、まずは口座振替をやはり推進しまして、また、納めやすい方法というの、やはりこれは水道課だけではなく、また庁内で検討すべき問題かなと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 続いて、日程第9、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○15番(山田 均君) ちょっと、お尋ねしときたいと思うんですけども、今回、環境衛生費の中で住宅用の太陽光発電の追加が提案されておりまして、申し込みがあって満杯になったということで、さらに追加と。こういうことになっておると。全国的にもこういった取り組みが進んでおるわけでございますし、そういうメーカーも積極的に今エコという関係からもやっておるんですが、確かにどれぐらいの設置をして効果があるかといいますか、いわゆる自宅で使う電気が余れば、それを購入してもらえるところということになるんですけども。こういう丹波の地域というのは、丹波高原ということで霧なんかも非常に多いところなんで、実際つけてどのぐらいのプラスといいますか、還元されるというのは、そういうようなデータとか、調査とか、そんなことはされておるのかどうかと。実際に、この町がそういう形で取り組む以前の形でやられとる方もあるんですけども、そういう方に聞いておりますとなかなか思ったように関電に買い上げてもらうプラス分が、なかなかいかんと。今言いましたようにそういう霧が、この地域は非常に多いということから、そんな話も聞くんですけども、その辺は勧めていく上で、そういうような問題点とか、そういうことはないのかどうかということや、いいことはいいことなんですけども。実際に、それをつけた方の状況なんか、つかんでおられれば、ちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

それから、もう一点は商工会のプレミアムの商品券の発行の関係なんですけども、お隣の南丹市でもやられておるわけなんですけども、非常に、買って活用の仕方の問題で、大きなところがひとり勝ちやというような話も聞かんことないんですけども、商店の活性化やね。つな

がるようにならんとあかんなど。そのために今取り組まれるというように思うんですけども。その辺はどのように、商工会が中心になってやられるわけですけれども、町としても商店街の活性化や、そういう元気になっていただくという意味で、こういう取り組みをするということやと思うので、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 太陽光発電システムの設置補助の創設に当たりまして、町内の発電量といたしますか、そういう既に設置されている方の実態調査を行っておるわけではございませんので、現在のところ町内での実態を完全に掌握している状況ではございません。しかし、関西電力の買い上げの単価が引き上げになっていることや、また全体的な考え方いたしまして、クリーンエネルギーの活用、自然エネルギーの活用等の趣旨で、創設いたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） プレミアム商品券の活用につきましては、商工会のほうで少しでも地元商品の拡大を喚起しまして、商工会の会員の売上向上の一助となるようにということを目的に発行されるものでございまして、初めての取り組みなのですが、これによりまして、通常、消費行動が町外へ流れていったものが、この商品券を発行することによって、町内で消費されるということを期待されておりますし、町としましてもそれに対して支援することによって、それが成功になるように期待をしているところでございます。商工会員さん、それぞれのお店によりまして工夫もされるでしょうし、また本日、御議決いただきましたら、さらに発行に向けて準備が整うと思います。7月1日から発行というふうに聞いておりますので、私も含めてこの商品券を購入し、町外で買っていたものを、町内で買うというようなことも頑張ってお協力していただきたいと思いますので、どうぞ皆様方も御協力のほう、よろしくお願ひしまして、商工振興によろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 京丹波は高齢化率が30%を越しておる町なんですけども、今ありましたように、できるだけそういう町内で買っていただく。買っていくためには、この商品券を買わなんんということになると、一応これまでのあれでいいますと、商工会の本所と支所の3カ所ということに販売所がなるのか。もっと広く販売で買えるところがあるのか、どうかというあたりも問題になると思うんですけども、これまででいうと支所と本所ということになると、非常にそれぞれの中心地ということになるので、なかなか券を買い求めるのが、

なかなか難しいという問題もあるんですけども、そういう高齢者も簡単に買えるような、そういうのも町も一定の補助をするわけですから、商工会にも指導していただいて買やすいような、そういう状態も考えていくという、逆にまた、そういう面にもすべきじゃないかと思うので、その辺のちょっと考え方だけ伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 販売の箇所につきましては商工会の本所と2つの支所ということでございまして、先日の産業建設常任委員会でも御指摘をいただきました。その後、商工会事務局のほうへも、その旨お伝えをいたしております。検討の上、結果として3ヵ所になるかもしれませんが、販売方法も検討の上、発行事業が開始されるというふうに思いますので、どうぞ御理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 先ほど言われました。住宅用太陽光発電システムの設置補助金に関連してお尋ねするんですけども、先ほどの答弁の中で太陽光発電についてはクリーンエネルギーの活用、それからメリットとして余った電気を関西電力が買い上げてくれるということで、その値段が高くなってるという答弁だったというふうに思うんですけども、その関西電力の買い上げの価格というのは、かわった時期と今どれだけ、前の価格と今現在どれだけの価格で買い上げてるのかということをお答え願いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 家庭用の10キロワット未満の場合は、平成21年11月1日から1キロワット当たり48円に引き上がっております、以前が24.1円ですが、になっております。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、閉会中の継続調査》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第10、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第11、議員派遣について》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第121条の規程により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することと決しました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程、並びに本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第2回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

散会 午前 9時50分